

県営住宅等条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成30年11月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第52号

県営住宅等条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

県営住宅等条例の一部を改正する条例（平成29年岩手県条例第53号）中県営大町アパートに係る改正部分の施行期日は、平成30年11月22日とする。